

# 森林・林業に関する連携協力の取組

京都大学との連携協力



近畿中国森林管理局

# 京都大学と近畿中国森林管理局との連携協力の概要 【平成28年4月協定締結】

## 協定に基づく主な取組

### 大学から国に対する協力

#### 手取川崩壊地対策

平成27年5月に拡大崩壊した石川県白山市の手取川上流約60kmの国有林に位置する大規模崩壊地の復旧対策について、奥地で豪雪地帯という施工条件に制約が多い極めて厳しい箇所であることから、山地保全学研究室より技術的な助言をいただいているところであり、これを踏まえ航空機による緑化対策等に取り組んでいます。



豪雪地帯に位置する大規模崩壊地



技術検討会での議論の状況【平成29年2月撮影】

※年一回会議を開催し、連携協力して取り組みたい分野・事項について調整を図っています。

### 大学と国が連携した取組

#### 檜皮採取共同試験

京都大学徳山試験地と山口森林管理事務所が連携して、檜皮採取に伴う林木への影響の検証を目的として、平成12年度から平成32年度までの設定で共同試験を行っています。



檜皮採取の状況  
(城山国有林)

#### 檜皮採取試験木



剥皮直後（平成24年）

5年後（平成29年）

### 国から大学に対する協力

#### 国有林のフィールド提供

京都大学の野外授業に国有林のフィールドを提供しています。  
(平成18年度から年1回実施)



高台寺山国有林  
(京都大阪所管内)での野外授業  
【平成29年10月撮影】

平成29年8月～9月に、京都大学の留学生をインターンシップで受け入れました。

国有林での森林の管理経営方法を学んでいただくとともに、技術開発試験地や素材生産事業現場の視察などを体験いただきました。



古谷国有林（岡山署管内）での技術開発試験地視察  
【平成29年8月撮影】

# 連携協力による取組事項一覧（平成29年度）

## 1. 大学から局への協力

### (1) 各種委員会等での指導・助言

委員会等の名称	具体的な連携協力内容
事業評価技術検討委員会	事業実施の効率性・透明性の確保を図るため、必要性、効率性、有効性の観点から、委員として評価いただいている（平成24年度～）。
保護林管理委員会 保護林モニタリング調査評価等部会	所管する国有林内の保護林の管理、モニタリング等に関する事項及び保護林に関する生物多様性の保全手法を検討するため、委員としてご意見をいただいている（平成27年度～）。
治山・林道工事コンクール	コンクールの審査に、学識経験者としてご指導いただいている（平成28年度～）。
国有林材供給調整検討委員会	近畿中国森林管理局管内の国有林材の供給調整の必要性等について、委員長としてご助言等いただいている（平成25年度～）。
技術開発委員会	当局が実施する技術開発課題の実施方針等について、委員としてご助言いただいている（平成28年度～）。
森林・林業交流研究発表会	森林・林業技術の普及・定着等を目的として開催する研究発表会について、審査委員として、審査等にご協力いただいている（平成17年度～）。
手取川上流崩壊地対策に関する技術検討会	技術検討会の委員として、ご指導いただいている（平成27年度～）。
伊崎国有林の取扱いに関する検討ワーキンググループ	伊崎国有林のカワウ被害対策と森林再生について、委員としてご指導いただいている（平成16年度～）。
嵐山国有林の取扱いに関する意見交換会	嵐山国有林の取扱いについて、意見交換会起ち上げ当初からご指導いただいている（平成21年度～）。
京都伝統文化の森推進協議会	京都伝統文化の森推進協議会の取組の推進について、委員長や委員としてご指導をいただいている（平成22年度～）。
東山獣害対策会議（仮称）	地域の関係者、寺社と国有林が連携した取組について、ご指導いただいている（平成29年度～）。
高取山風景林管理運営協議会	奈良県高市郡高取町に所在する高取山国有林に設定しているレクリエーションの森「高取山風景林」の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進するため、本年9月、同協議会の会長に就任いただき、ランドスケープ等の助言指導及び会長職の任を担って頂いている（平成29年度～）。

### (2) 各種検討会・イベント等への講師派遣等

検討会等の名称	具体的な連携協力内容
民有林関係者を対象とした現地検討会	10月12日～13日に岡山県内で開催した民有林関係者を対象とした現地検討会の際に、テーマであるシカ被害対策にあわせて、「森林における効果的なシカ被害防護」に関する資料をご提供いただいた。

### (3) 業務実施にあたっての助言

対象業務	具体的な連携協力内容
治山事業	紀伊半島大水害箇所等、管内の治山事業の実施にあたって助言いただいている。

## 2. 大学と局との連携

### (1) 共同試験等

共同試験等	具体的な連携協力内容
シカ個体数調整	京都大学上賀茂試験地において、フィールド科学教育研究センターと連携し、京都大阪所が提供している囲い罠によるシカの個体数調整を実施している（平成26年度～）。
水生生物調査	高台寺山国有林内の菊溪川での水生生物調査（伝文の取組の一環）について、ご指導いただいている（平成28年度～）。
檜皮採取試験	城山国有林に、檜皮採取試験地を設定し、檜皮採取による生立木への影響等に関する共同試験を実施している（平成12年度～平成32年度）。

### (2) 業務説明、実習等の開催

実習等	具体的な連携協力内容
森林科学実習	10月11日、高台寺山国有林において、森林科学科2回生約60名の森林科学実習が開催され、東山での国有林の取組等について説明した。
中学校フィールドワーク	嵐山国有林で開催される市立嵯峨中学校フィールドワークについて、ご指導いただいている（平成24年～）。

### (3) その他の連携事項

事項	具体的な連携協力内容
産学官連携協定と美山地域森林整備推進協定との連携	和歌山県、京都大学、マルカ林業の産学官連携三者協議会に、和歌山署がオブザーバー参加している（平成27年度～）。近隣で国有林が中心となり進めている美山地域森林整備推進協定との相互の情報交換と発展的な連携に向けての意見交換を行った。

### 3. 大学への協力

#### (1) 調査フィールド等の提供

試験地等	具体的な連携協力内容
森林水文学研究試験地	一丈野国有林及び太神山国有林を、森林水文学研究の試験地としてフィールドを提供している（一丈野国有林：昭和42年度～、太神山国有林：平成26年度～）。
ヒノキ林の成立と更新維持様式に関する研究	高台寺山国有林を、高齢ヒノキ林の成立・維持経緯を明らかにするための林分構造、更新動態などの調査解析の試験地として、提供している（平成27年度～）。
ヒノキ林の花粉生産に関する研究	本山国有林を、ヒノキ林の花粉生産量と幹成長量に関する研究の試験地として、提供している（平成29年度～）

#### (2) 大学主催行事への講師派遣等

行事等	具体的な連携協力内容
周南市・京大フィールド研連携公開講座	10月14日、周南市と京都大学フィールド科学教育センター主催により、周南市内の民有林で開催された公開講座に、山口所職員1名（所長）が参加した。

#### (3) その他の協力

協力項目	具体的な連携協力内容
インターンシップ	8月～9月に、留学生をインターンとして受け入れ、国有林での森林の管理経営方法を学んでいただくとともに、技術開発試験地や素材生産事業現場の視察などを体験いただいた。

## 6. フィールドの提供

研究のテーマ等	研究の内容	実施場所
ヒノキ林の成立と更新維持様式に関する研究	高台寺山国有林において、高齢ヒノキ林の成立・維持経緯を明らかにするために、林分構造、更新動態などの調査解析を行っている。	京都大阪所 高台寺山国有林
森林の理水・水質浄化・炭素固定・気候緩和等機能に関する研究	一丈野国有林において、1967年の開設以来、50年に渡り桐生水文試験地を設営し理水試験を行っている。また並行してフラックスタワーによる温室効果ガス固定機能および蒸発散機能の長期連続モニタリングや、森林の水質浄化機能の長期モニタリングを行い、森林水文・物質循環などについて広範囲な観測・調査研究を展開している。	滋賀署 一丈野国有林
森林の災害防止および水資源涵養機能に関する研究	太神山国有林において、森林土壌の保水性・透水性の計測に基づく水源涵養機能の評価、表層崩壊発生の場所とタイミングの予測手法開発、降雨流出プロセスに風化基岩層内の地下水が果たす役割の解明、山地河川の水質形成機構の解明に関する研究を実施している。	滋賀署 太神山国有林

## 7. その他

	内容	実施場所等
民有林直轄治山事業	紀伊半島大水害箇所等、管内の民有林直轄治山事業についてご指導をいただいている。	石川署・奈良所 民直治山事業箇所
公開講座	平成28年10月15日、周南市と京都大学フィールド科学教育センター主催による野外での公開講座に山口所職員1名（所長）が参加	山口県 周南市内 民有林

# 【参考】協定書（写）

## 京都大学の農学研究科、生存圏研究所、フィールド科学教育研究センターと 林野庁近畿中国森林管理局との連携と協力に関する協定

京都大学大学院農学研究科（京都大学農学部を含む。以下「甲」という。）、京都大学生存圏研究所（以下「乙」という。）、京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「丙」という。）及び林野庁近畿中国森林管理局（以下「丁」という。）は、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の成長産業化、森林資源の有効利用、地域振興及び人材育成等の推進に向けた連携と協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、それぞれの人材、資源、フィールド及び調査研究データ等の活用を図りながら、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の成長産業化、森林資源の有効利用、地域振興等に貢献するための調査研究等及び人材育成等の推進を図ることを目的とする。

### （連携及び協力する事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁が、前条の目的を達成するため、連携・協力する事項は以下のとおりとする。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙が取り組む調査研究等のためのフィールドの提供及び丁が行った技術開発の成果及び調査資料の提供等を、甲、乙及び丙からの要請に応じて協力する。
- (2) 甲、乙及び丙は、丁の業務や技術開発、調査研究等に対する助言指導及びデータの提供等を丁からの要請に応じて協力する。
- (3) 上記（1）及び（2）のほか、地域からの要請や社会ニーズに応じて、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の成長産業化、森林資源の有効利用及び地域振興等に必要の調査研究、技術開発、助言指導等に、甲、乙、丙及び丁が連携・協力して取り組む。
- (4) 甲、乙、丙及び丁は、森林・林業・木材産業に関して専門的かつ高度な知識・技術を有する人材の育成に連携・協力して取り組む。
- (5) 甲、乙、丙及び丁は、各々の得られた研究成果及び研究成果を利用して開発された森林・林業・木材産業の技術の普及及び定着に、連携・協力して取り組む。

### （連絡・調整）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める連携・協力の円滑な推進のため、定期的に連絡調整を行う。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定有効期間満了の日の2ヶ月前までに甲、乙、丙又は丁から特段の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、この協定内容を変更することが必要となった場合及びこの協定に定められた以外の事項について連携・協力する必要がある場合は、速やかに協議し、これを解決するものとする。

この協定を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自その一通を保管する。

平成28年4月1日

甲 京都市左京区北白川追分町  
京都大学大学院農学研究科  
研究科長 宮川 恒 印

乙 宇治市五ヶ庄  
京都大学生存圏研究所  
所長 渡邊 隆司 印

丙 京都市左京区北白川追分町  
京都大学フィールド科学教育研究センター  
センター長 吉岡 崇仁 印

丁 大阪市北区天満橋1-8-75  
林野庁近畿中国森林管理局  
局長 馬場 一洋 印